

# チャレンジ鹿児島労働局（19年7月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町 13 - 21

099 - 223 - 8275

URL <http://www.kagoshima.plb.go.jp>

## 6月の有効求人倍率は0・63倍と、4ヶ月ぶりに前月を下回る

鹿児島県の本年6月の有効求人倍率（季節調整値）は0.63倍（前月0.64倍）と、4か月ぶりに前月を下回りました。また、新規求人倍率（季節調整値）は1.02倍と前月を0.12ポイント上回りました。

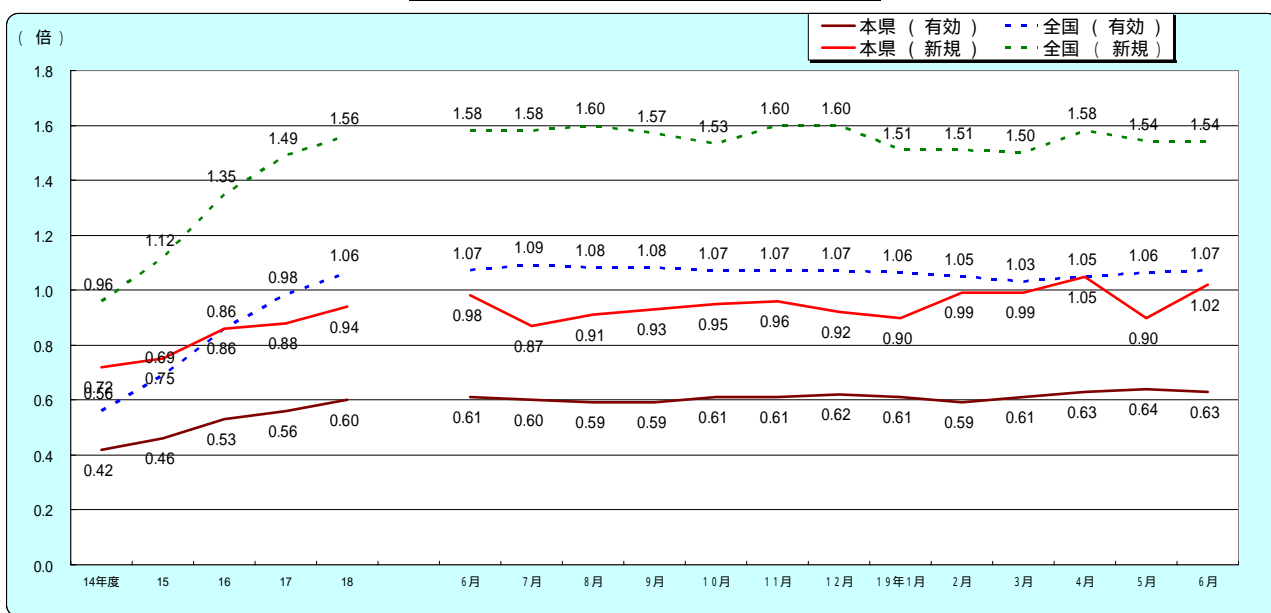
主要産業の新規求人数は前年同月比で3.2%の増加で、産業別では医療・福祉業（15.4%増）が19ヶ月連続、卸売・小売業（11.7%増）が3か月連続で増加し、運輸業（6.2%増）、飲食店・宿泊業（5.5%増）も増加に転じました。一方、製造業（6.6%減）は8か月連続、サービス業（2.6%減）は2か月連続で減少し、建設業（17.2%減）も減少に転じました。

新規求職者数は前年同月比で3.3%の減少で、態様別では在職求職者（4.2%減）は、28か月ぶりに減少し、離職求職者（5.0%減）については事業主都合離職者、自己都合離職者とも減少しました。

雇用失業情勢について、今後も回復基調は続き、大型商業施設のオープンなどを背景に求人も堅調に推移するものと思われませんが、求職動向にも注視し求人確保と求人の質の向上を図りつつ、求人・求職のマッチングに努めてまいります。

（職業安定部職業安定課）

### 有効（新規）求人倍率の推移



## UIターンフェア“かごしま”& 県内就職合同面接会を開催します！

鹿児島県へのUIターン希望者及び県内への就職希望者を対象とした「UIターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会」を開催します。



**日 時** 平成19年8月10日（金）

12：30～16：30（受付12：00～15：00）

**場 所** かごしま国際ジャングルパーク ベイサイドガーデン

（鹿児島市与次郎）

**求職者の方へ** 対象は、鹿児島県へのUIターンを希望される方及び県内への就職を希望される方です。来春卒業予定の大学・短大・専修学校生等も参加できます。参加料は無料です。事前の申込は必要ありませんが、面接の際は履歴書が必要です。

**参加企業** 参加企業及びその企業の概要は、面接会の10日程度前から鹿児島県のホームページに掲載されます。

（職業安定部職業対策課）

## 「鹿児島労働安全衛生大会」を7月2日に開催

1日から始まった全国安全週間に合わせ、7月2日(月)に鹿児島市の鹿児島市民文化ホールで、県内各事業場の代表者、安全衛生担当者及び関係労働者ら約800名が参加し、鹿児島労働安全衛生大会を開催しました。

大会では、安全衛生管理活動の優秀な事業場・個人の表彰及び鹿児島大学の鮫島吉廣教授(農学部焼酎学講座)による特別講演「さつま焼酎よもやま話」が行われました。



《受賞者の記念撮影》



《特別講演》

(労働基準部安全衛生課)

## 熱中症の予防対策の徹底について

全国的に例年、夏季において建設業、林業などの屋外作業を中心に熱中症が発生し、毎年20名前後の死亡災害が発生しております。

熱中症とは、高温環境のもとでエネルギー消費量の多い労働や運動をしている時、熱放散が不十分なために体内に熱がうっ積して、体温が上昇し、体温調節機能が失われ、仕事や運動を続けることができず、昏睡、意識不明となる状態を言います。

症状としては、体温の異常上昇（直腸温で40度C以上）、全身的な発汗停止とそれによる乾熱皮膚、めまい、悪心、嘔吐、強い頭痛、精神錯乱、昏睡、反射の低下、筋痙攣などの精神や中枢神経障害が出てきますが、ただちに体の冷却などの緊急処置をしなければ死に至ることもあります。

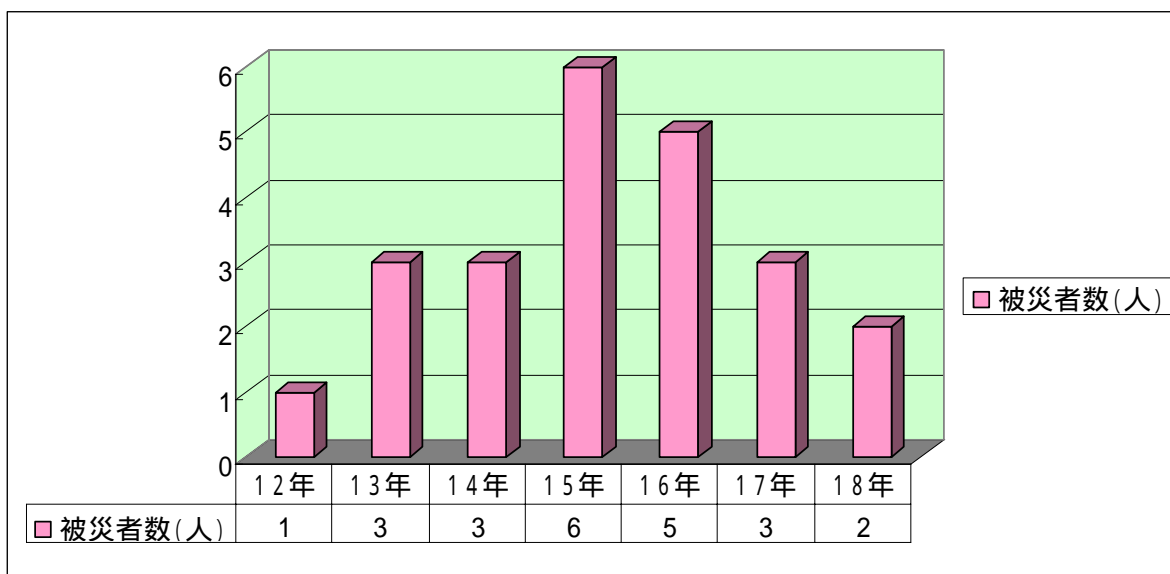
鹿児島労働局及び県内各労働基準監督署では、例年、県内においても熱中症が発生している事例が認められることから、事業場に対して警告していくこととしています。

全国・県内の熱中症による死亡災害発生状況（平成16年～18年分）

年・月別	5月	6月	7月	8月	9月	計
平成16年	0	1	12(1)	3	1	17(1)
平成17年	1	3	8	6	5	23
平成18年	0	1	8	8	0	17
計	1	5	28(1)	17	6	57(1)

( )内は内数で、県内の死亡者数

県内の熱中症による休業災害発生状況（休業4日以上）



(労働基準部安全衛生課)

## 10月1日から外国人雇用状況報告制度が新しくなります。

「雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、外国人雇用状況報告制度が義務化されます。

平成19年10月1日から、すべての事業主の方には、外国人労働者の雇用または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることとなります。

（職業安定部職業対策課）

## 改正男女雇用機会均等法説明会・個別相談会を開催

6月の第22回男女雇用機会均等月間行事として、本年4月1日から施行された改正均等法の周知と改正法に沿った雇用管理の見直しを進めていただくため、事業主、人事労務担当者等を対象に、改正均等法説明会及び個別相談会を6月21日（木）、7月4日（水）に鹿児島市で開催しました。県内各地から多数の参加申し込みをいただき、両日併せて約100名の出席がありました。

改正均等法のお問合わせ・資料請求は、鹿児島労働局雇用均等室まで

099 - 222 - 8446



改正男女雇用機会均等法説明会

（雇用均等室）